

議案第 86 号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第1条 所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例（昭和61年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金」を「財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金」に改める。

(所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金」を「財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。